神奈川県
保険医新聞
発行所　神奈川県保険医協会　〒221−0835　横浜市神奈川区鶴屋町２−23−２（TSプラザビルディング２階）
電話045−313−2111（代表）ＦＡＸ045−313−2113　横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料　一部300円（会員の購読料は会費に含まれています）　発行人　田中麻衣子

会員・一般のみなさまへ
おしらせ

2026年8月1日以降の“電話受付時間”について

午前9:30〜12:30　午後13:30〜16:00

※事務局の働き方改善を目指し、上記のようにさせていただきます。今後は新聞やホームページなどを通じ、一層の迅速な情報提供に努めますので、ご理解ご協力のほどお願い申しあげます。

日弁連との懇談

医療と司法のタッグを

一部保険外療養を問題視

6月24日、協会は日本弁護士連合会（日弁連）貧困問題対策本部と、弁護士会館・WEB併用にて「患者窓口負担」や「一部保険外療養」の問題等をテーマに懇談を行った。日弁連からは辻泰弘本部長代行をはじめ6名が会場出席し、協会からは田辺理事長、湯浅・二村両副理事長、藤田・小柳両理事が出席した（WEB含む出席者の詳細は2面）。医療費の窓口負担「ゼロの会」がつなぐ日弁連との懇談は2024年に続き2度目となる。

はじめに辻泰弘弁護士（貧困問題対策本部 本部長代行）より、この間の日弁連の取組みとして1月に開催された医療アクセス保障に関するシンポジウムや「高額療養費制度」に関する声明について紹介。「医療アクセスは重要な人権と考えている」と挨拶した（辻弁護士は所用のため中座）。

続いて田辺理事長より懇談の場が設けられたことに謝意を示すとともに、現在の医療を取り巻く状況に言及。「患者負担を減らすどころか増やす政策が進められている」として窓口負担解消に逆行する流れを危惧した。

上段：左から尾藤弁護士、堺弁護士、猪股弁護士、村上弁護士、森弁護士
下段：左から藤田理事、湯浅副理事長、小柳理事、二村副理事長

医療と法律の連携　カナダでの実践

はじめに猪股正弁護士（貧困問題対策本部 副本部長）からカナダ視察について報告された。日弁連が2023年の人権擁護大会において、SDH（健康の社会的決定要因：The Social Determinants of Health）への取組みとして、①医療者による地域の現場での多職種と連携した「社会的処方」の実践、②医学・法学パートナーシップの強化が必要であるーと提言したことを受け、カナダで普及している「HJP（医療者と法律の連携：Health Justice Partnership）」について紹介。HJPは医療と法律を軸とした地域連携のことを指し、▽直接的な法的サービス、▽専門家教育、▽アドボカシー（政策提言）ーを3本柱としている。実践的な例として、4つのリーガルクリニック（法律事務所）と連携しているセント・マイケルズ病院が示された。住居の立ち退きやDV、雇用といった患者の健康に影響を及ぼしかねない問題について、電子カルテ上のチェックフォームに入力された内容が法律事務所へ転送され、法律家が患者に直接連絡を取ることにより、解決につなげるという実践例を紹介した。

猪股弁護士は「日本でもHJPの仕組みが必要」とし、実践していくために、現状では医療者・法律家双方に連携が必要との認識が希薄であることから、まずは双方が集まる場を設けることや基盤づくり、双方に共通したマニュアル作りや研修の設定など、今後の課題を挙げた。

高額療養費の負担増「進めるわけにはいかない」

今年3月に日弁連より発表された「人権保障の観点から高額療養費制度の改定案の抜本的見直しを求める会長声明」について、長岡健太郎弁護士（人権擁護委員会 障がいを理由とする差別禁止法制に関する特別部会 副部会長）が説明。「負担上限額引き上げの影響は必ず出てくるはずで、今のまま進めるわけにはいかない。患者団体とも連携したうえで、日弁連としてもできることをしていきたい」とし、引き続き対抗していく立場を示した。

小柳理事は高額療養費制度の上限額引き上げについて、「現役世代のがん患者の中には子育てのため治療の優先順位を下げてしまう人もいる。受診控えをなおざりにするのは大問題だ」として、患者の切実な要望を置き去りにした改悪を批判した。

（2面に続く）

協会HPに保険点数の問合せフォーム新設

お電話とあわせてご活用ください

協会では、FAXニュースやホームページでの診療報酬に関する情報発信体制の強化に取り組んでいます。

その一環として、より会員の先生方がご質問しやすいよう、8月より協会ホームページに保険点数に関する問合せフォームを新設しました（会員ページ内。下記QRコード）。医科・歯科における保険点数に関するご質問があれば問合せフォームもあわせてご活用ください。フォームに入力いただいたご質問には、後日お電話で回答させていただきます。

※回答までお時間をいただく場合があります。予めご了承ください。また、順次回答のご連絡をさせていただく関係で、回答の日時指定はできませんのでご了承ください。お急ぎの場合は協会までお電話（TEL 045-313-2111）ください。

フォームに入力する項目（抜粋）

- 医療機関名
- 会員氏名
- 担当者名
- 希望する連絡先
- 繋がりやすい時間帯

など

トップページのこのバナーからアクセス

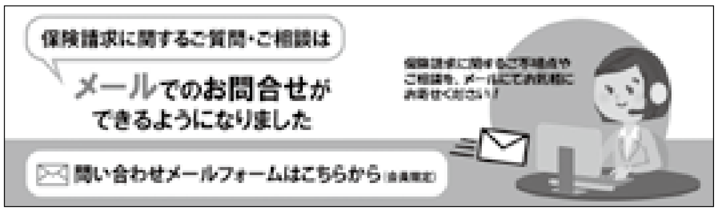
保険請求に関するご質問・ご相談は
メールでのお問合せができるようになりました
問い合わせメールフォームはこちらから（会員限定）

熊本地震・千葉豪雨

資格確認書やマイナ保険証がなくても受診可能

「令和8年熊本地震の被災者」並びに「8月13日に千葉県内で発生した豪雨の被災者」がマイナ保険証、資格確認書等を紛失したり、家に残したまま避難された場合でも氏名、生年月日、連絡先などを医療機関窓口で伝えればそのまま受診できる。厚労省が事務連絡を出した（熊本地震は7月28日付、千葉豪雨は8月14日付）。

また、「令和8年熊本地震」で被災された方々の医療機関等での窓口での支払いは不要。詳細は右記QRコードからご確認いただきたい。

「熊本地震」、「千葉豪雨」救援募金にご協力を

この度の熊本地震および千葉豪雨で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

神奈川県保険医協会は、熊本地震および千葉豪雨により甚大な被害を被った該当協会に属する被災会員を救援するための募金を、下記の通り実施することにいたしました。この救援募金は当会がとりまとめ、その全額を被災協会と被災会員へ寄付することとしています。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※当該募金は寄付金控除ができませんが、経費扱いとなります。

―救援募金の協力方法―

受付期間	9月末まで（第一次）
募金額	一口3,000円（何口でも可能）
募金方法	郵便振込みまたは銀行振込み

※通信欄に「募金」とお書きください。募金先にご指定がある場合は、「熊本地震」もしくは「千葉豪雨」とお書きください。「募金」のみ記入の場合は当会が責任を持って配分させていただきます。

【郵便振込みの場合】
〈加入者名〉神奈川県保険医協会
〈口座番号〉00260 - 2 - 2220
◇振込用紙を使用し、通信欄に「募金」とご記入ください。

【銀行振込みの場合】
〈振込口座〉横浜銀行　横浜駅前支店
普通預金　0181890
カナガワケンホケンイキョウカイ

＊いずれの場合も振込手数料のご負担をお願いします。

お問合せ：神奈川県保険医協会 ℡ 045 - 313 - 2111

杏林往来

当協会学術部で行う臨床研究への参加、協力をお願いするためにいくつかのクリニックを訪問している。いずれのクリニックも患者数の違いはあるにしても、その規模は自院と大きな違いはなく、訪問すると安心感を覚える。しかし、近い将来、この風景が大きく変貌するかもしれない▼今後、設備を充実させ、複数の医師を配置した、新しい形のクリニックが増えていくように思う。オンライン診療やAIを活用した診療支援体制が構築され、入院施設はないものの、最初の診察から検査、治療まで一施設で完結できる体制を有するようになると想像できる。特に都市部においては、前述の多機能を有するクリニックと基幹病院への二極化が進んでいくのではないだろうか▼クリニックの分布や形態が変わることにより、現行の医療制度にまで影響が及ぶことのないように願いたい。特に日本の優れた医療制度を特徴づけている、医療機関へのフリーアクセスについては、今後もできる限り維持していきたいと考えるのは、私だけではないだろう▼一方で、自院を含めた地域に密着する従来型の小規模クリニックは、これからも存続していけるのだろうか。若年層の読書離れやデジタル化の台頭など時代の波に飲まれ、いつの間にかその姿を消した町の小さな本屋さんの二の舞にならないことを切に願っている。（SY）

神奈川県保険医協会会員数（8月19日現在）6,548名（医科：3,968名、歯科：2,580名）